

那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 【資料1-1】

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。) <u>第2条第2項</u>に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、<u>同条第3項第1号</u>に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置事業 太陽光発電設備及び発電事業に必要な附帯設備を設置する事業並びにこれらを設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。ただし、次に掲げる設備又は施設に係る事業を除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>営農型太陽光発電設備</u> (農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置される太陽光発電設備をいう。以下同じ。) <u>であって、那須塩原市農業委員会が判定した荒廃農地に設置されるもの(第6条に規定する禁止区域に設置されないものに限る。)</u></p> <p>カ <u>営農型太陽光発電設備であって、再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に規定する特定契約又は同法第2条の2第1項に規定する市場取引等をしないで設置されるもの(第6条に規定する禁止区域に設置されないものに限る。)</u></p> <p>キ <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第11</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。) <u>第2条第3項</u>に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、<u>同条第4項第1号</u>に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置事業 太陽光発電設備及び発電事業に必要な附帯設備を設置する事業並びにこれらを設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。ただし、次に掲げる設備又は施設に係る事業を除く。</p> <p>ア～エ (略)</p>

7号) 第21条第5項第3号に規定する促進区域において整備
する地域脱炭素化促進施設として設置される太陽光発電設備
(第6条に規定する禁止区域に設置されないものに限る。)

ク 市の脱炭素化に寄与し、研究目的で設置される太陽光発電設
備であって、市長が特に必要と認めたもの(第6条に規定する禁
止区域に設置されないものに限る。)